

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日（掲載日）	平成 27 年 6 月 11 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	使用の許可
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	美郷町農村公園条例第 3 条

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	美郷町農村公園条例第 3 条、第 3 条の 2 美郷町あらしな公園施設利用に関する規則第 4 条第 1 項
審 査 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>○美郷町農村公園条例 （農村公園の使用の規制）</p> <p>第 3 条 農村公園を第 1 条の趣旨以外の集会、行事その他に使用しようとする者は、町長の許可を受けなければならない。</p> <p>（使用の不許可）</p> <p>第 3 条の 2 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、農村公園の使用を許可しないことができる。</p> <p>（1） 秩序又は風紀を乱すおそれがあるとき。</p> <p>（2） 施設等を損傷するおそれがあるとき。</p> <p>（3） 農村公園の管理上の支障があると認められるとき。</p> <p>（4） 前 3 号のほか、町長が使用させることを不相当と認めるとき。</p> <p>○美郷町あらしな公園施設利用に関する規則 （使用許可手続）</p> <p>第 4 条 あらしな公園ハウスの使用許可を受けようとする者は、利用する日の 7 日前までにあらしな公園ハウス使用許可申請書（様式第 1 号）を町長に提出し、その許可を受けなければならない。</p> <p>2 略</p>
	参 考 資 料
標 準 処 理 期 間	<p>■設定 □未設定</p> <p>7 日</p>
	備 考
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日